

名古屋市北区上飯田南町、矢田町、山田北町、山田西町における区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、名古屋市北区上飯田南町等の一部（下表の対象地域）は、令和7年10月31日から、町及び字の区域が変更となりました。

それに伴い、対象地域に所在する土地及び建物の登記記録等について、町名地番変更の登記を実施します。

変更登記手続については、下表の処理期間を予定していますので、同証明書等の取得については、令和8年1月5日以降に申請いただきますよう御協力をお願いします。

なお、御不明な点は、管轄法務局にお尋ねください。

名古屋法務局

処理期間	対象地域名	事由
令和7年11月4日から 令和7年12月26日まで (予定)	北区上飯田南町四丁目 北区矢田町一丁目 北区山田北町一丁目北区 山田北町二丁目北区山田 西町三丁目 の各一部【 別図参照 】 (名古屋法務局不動産登 記部門管轄)	町及び字の区域の変更